

水道事業の広域連携について

【背景】

人口減少や施設の老朽化等に伴い、水道事業の経営環境が厳しさを増す中、平成 30 年 12 月の水道法改正において、都道府県に管内水道事業者（市町村）の広域連携推進等に係る努力義務が規定されました。

こうした中、国（総務省・厚生労働省）は各都道府県に対し、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組を規定した「水道広域化推進プラン」を令和 4 年度末までに策定することを要請しました。（平成 31 年 1 月 25 日付け通知）

ー水道広域化推進プランの標準的な記載事項ー

1 現状と将来見通し

- (1) 現状
- (2) 将来見通し
- (3) 経営上の課題

2 広域化のシミュレーションと効果

- (1) 広域化パターンの設定
- (2) 広域化のシミュレーション

3 今後の広域化に係る推進方針等

- (1) 広域化の推進方針
- (2) 当面の具体的取組内容及びスケジュール

【経緯・経過】

平成 29 年 11 月 「岐阜県水道事業広域連携研究会」設置

平成 31 年 3 月 「岐阜県水道事業の広域連携に関する検討状況報告」公表

令和元～2 年度 現状と将来見通しの整理

- ・職員構成、委託状況の調査
- ・各水道事業者の 2019 年～2058 年（40 年間）における収支見通しの試算

市町村アンケートの実施

- ・人材確保、経営改善、広域化について

広域化シミュレーションのパターン案を設定